

千葉県選挙管理委員会告示第7号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、千葉県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和2年4月30日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野 雄子

千葉県選挙管理委員会

委員 田部井 宏明